

「高齢任意加入」の手続き 70歳以上の方が厚生年金保険に加入するとき

会社に勤めていても70歳になれば、厚生年金保険に加入する資格を失います。

ただし、老齢の年金を受けられる加入期間がなく、70歳を過ぎても会社に勤める場合は、老齢の年金を受けられる加入期間を満たすまで任意に厚生年金保険に加入することができます。これを高齢任意加入被保険者といい、「高齢任意加入被保険者資格取得申出書」を提出する必要があります。

厚生年金保険の適用事業所以外の事業所で働く70歳以上で、老齢年金の受給資格を満たしていない方については、次の要件を満たすことで、任意で厚生年金保険に加入することができます。

- (1) 厚生年金保険の被保険者となることについて、事業主の同意を得ていること。
- (2) 厚生年金保険の加入について、厚生労働大臣が認可すること。

希望される方は、「高齢任意加入被保険者資格取得申請書」を提出する必要があります。

1. 手続き方法

本人が「高齢任意加入被保険者資格取得申出／申請書」を日本年金機構へ提出します（提出時期：任意）。

- ・提出先：事業所の所在地を管轄する年金事務所
- ・提出方法：電子申請、郵送、窓口持参

2. 届書様式

厚生年金保険高齢任意加入被保険者（船員以外）資格取得申出／申請書

<申出書の場合>

この届出は、厚生年金保険の適用事業所で働く70歳以上の方が、老齢年金の受給資格を満たすために、厚生年金保険に任意で加入するとき、従業員本人が行うものです。

<申請書の場合>

この届出は、厚生年金保険の適用事業所以外の事業所で働く70歳以上の方が、老齢年金の受給資格を満たすために、厚生年金保険に任意で加入するとき、従業員本人が行うものです。

厚生年金保険の被保険者となることについて、事業主の同意を得ていることおよび、厚生年金保険の加入について、厚生労働大臣が認可することが加入の要件となります。

3. 留意事項

(1) 高齢任意加入期間中の厚生年金保険料

ア 適用事業所の場合

厚生年金保険料の保険料負担について、事業主の同意が得られる場合は、一般保険料と同様に事業主と本人との折半となり、納付義務者は事業主となります。

事業主が高齢任意加入被保険者に係る保険料を滞納した場合は、一般保険料と同様に滞納処分の対象となります。

事業主の同意が得られない場合は、全額本人が負担することとなり、納付義務者は本人となります。その場合、本人が督促指定期限までに保険料を納付しないと資格喪失となります。

イ 適用事業所以外の事業所の場合

厚生年金保険料の保険料負担は、適用事業所の被保険者と同様に事業主と本人との折半となり、納付義務者は事業主となります。

事業主が高齢任意加入被保険者に係る保険料を滞納した場合は、一般保険料と同様に滞納処分の対象となります。

(2) 高齢任意加入期間中の届書の提出

高齢任意加入被保険者の算定基礎届や賞与支払届等については、事業主が他の被保険者と同様に届書を作成し、日本年金機構へ提出してください。

※「厚生年金保険高齢任意加入被保険者（船員以外）資格取得申出／申請書」に関する添付書類等については、事業所の所在地を管轄する年金事務所にお尋ねください。



施設経営の Q&A

労務管理、会計・税務等の様々な問題に
専門相談員が、的確にお答えします。

「計算書類」と「注記」の整合性について(1)

計算書類の注記に「重要な会計方針」の項目がありますが、この注記について計算書類との整合性で留意すべき点を教えてください。

固定資産の減価償却や引当金についての記載が中心となりますが、以下では、一般的な注記の記載例とその注記作成上の計算書類との整合性の留意事項を説明します。

(略語) 貸借対照表・・・B/S

| 一般的な記載例 | 整合性の留意事項 |
|--|--|
| 固定資産の減価償却の方法 ・有形固定資産（リース資産を除く） ・・・・定額法 ・無形固定資産（リース資産を除く） ・・・・定額法 | B/S に有形固定資産や無形固定資産が存在する場合は、この注記が必要です。 無形固定資産（通常は「ソフトウェア」）がない場合は、「無形固定資産」の注記は不要です。また、「リース資産」が B/S に存在しない場合は、「（リース資産を除く）」の記載は不要ですが、例えば、有形リース資産は存在し、無形リース資産は存在しない場合は、有形固定資産についてのみ「（リース資産を除く）」を記載することになります。 |
| ・リース資産 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。 | リース資産が存在する場合は、注記が必要です。 「所有権移転外ファイナンス・リース」か「所有権移転ファイナンス・リース」かによって左記の通り記載が異なります。 実務的には、「所有権移転外ファイナンス・リース」が多いかと思われます。 |
| 引当金の計上基準 ・退職給付引当金—職員の退職給付に備えるため、期末退職金要支給額を計上している。 ・賞与引当金—職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上している。 | B/S に「退職給付引当金」、「賞与引当金」がある場合、その注記が必要です。 「退職給付引当金」は B/S に存在しない場合も多く、その場合は当該注記は不要です。左記の記載例にはありませんが、もし「徴収不能引当金」が B/S に存在する場合は、その会計方針の記載も必要となります。 |

「法人全体」及び「拠点区分毎」に上記の整合性に留意して作成する必要があります。

例えば、A 拠点、B 拠点の 2 拠点が存在する法人で、リース資産が A 拠点のみに存在する場合は、リースの注記は「法人全体」と「A 拠点」の注記のみで行い、「B 拠点」では記載しないこととなります。

短時間労働者の適用拡大

「任意特定適用事業所」について詳しく教えてください。

厚生年金保険の被保険者数が特定適用事業所の基準に満たない企業等であっても、被保険者の同意に基づく事業主の申し出により、短時間労働者の適用拡大の対象事業所になることができます。この申し出により対象事業所となった事業所のことを「任意特定適用事業所」といいます。

任意特定適用事業所の申し出・取消申し出は、事業主が提出します

(1) 任意特定適用事業所の申し出を行うとき

特定適用事業所以外の適用事業所の事業主は、被保険者の同意を得て、「任意特定適用事業所」の申し出を行うことができます。この場合、特定適用事業所該当年月日および短時間労働者の資格取得年月日は、申し出受理日（受付日）となります。

(2) 任意特定適用事業所取消申し出を行うとき

任意特定適用事業所の事業主は、被保険者の同意を得て、任意特定適用事業所の取消の申し出を行うことができます。この場合、特定適用事業所不該当年月日および短時間労働者の資格喪失年月日は、申し出受理日（受付日）の翌日となります。

